

平成21年11月26日
福島第一原子力発電所

柏崎刈羽原子力発電所の震災の水平展開状況について

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震を踏まえた対応として、経済産業大臣からの指示文書「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について(指示)」に基づき、当社原子力発電所における「自衛消防体制の強化」ならびに「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について改善計画を策定し、これに基づく諸方策を実施してまいります。

福島第一としては、当面の対応として以下の取り組みを実施しています。

a. 自衛消防体制の強化に向けた改善

(a) 消火体制の強化

- ・委託員を増員し屋外での消火活動を目的とした3交代24時間体制の運用を開始しました。(平成19年8月10日より開始)
また、化学消防車の操作訓練等については、火力発電所で消火業務を実施している委託会社から指導を受け随時実施中です。
- ・地元消防の指導により、自衛消防隊員教育を実施しました。この中で化学消防車を用いた、福島第一、福島第二の合同訓練を実施しました。(平成19年10月8日～12日にかけて実施済)
- ・今後とも、引き続き地元消防の協力を仰ぎながら消火技術を含む教育・訓練を継続して実施するとともに、当直員等による初期消火応援体制を含め検討を行い、その検討結果を防火管理要領に定め、発電所の運営に反映しました。この要領に基づき、消火活動に関する教育・訓練を実施しています。(平成20年8月25日施行)
- ・複合災害(自然災害から原子力災害に移行)を想定した非常時災害・原子力災害訓練を実施しました。(平成20年3月27日 実施済)
- ・総合原子力防災訓練の中で、発電所内での火災発生を想定し、消防機関への連絡や新たに導入した化学消防車等を使用して、発電所自衛消防隊と公設消防による消火訓練を実施しました。(平成20年10月21日実施済)

(b) 化学消防車ならびに水槽付消防車の配備

- ・化学消防車及び水槽付消防車を構内に配備しました。(平成20年2月12日 配備済)
- ・消火薬剤備蓄車を構内に配備しました。(平成20年3月18日 配備済)
- ・発電所本館内および屋外危険物施設における既存消火設備のバックアップ機能として、大型消火器96本増置(既設置:142本)しました。(平成19年10月30日 配備済)

- ・耐震防火水槽（１０箇所）を構内に設置しました。
（平成２１年２月２０日 設置済）
- ・屋外消火配管の地上化工事を実施しております。（平成２０年６月から開始）
- ・緊急車両の移動経路のための構内道路及び法面の補強工事を実施しました。
（平成２０年１２月 実施済）

（ｃ）消防署への専用通信回線の強化

- ・緊急時対策室等に設置した消防署への専用通信回線の使用方法について，所員に再徹底を実施しました。（平成１９年９月２８日 実施済）
- ・地元消防との協議を実施し，中央操作室等に新たな専用通信回線を設置しました。（平成１９年９月２８日 設置済）

b．迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に向けた改善

（a）的確かつ迅速な試料採取及び放射能測定の実施体制の構築

- ・夜間及び休祭日に放射線関連部門の社員２名および放射線測定員（委託）を発電所内に確保し，運用を開始しました。（平成１９年８月３１日より開始）
- ・迅速な通報連絡を行うため，緊急時等には放射線管理員以外の者によっても適切な試料採取や放射能測定が実施されるような仕組みとして，試料採取を当直員が実施できるよう，研修を開始しました。（平成１９年１１月７日より開始）

（b）緊急時対策室の強化

- ・緊急時対策室において，通信機器（PHS，携帯電話）の見直しを実施し，必要数を増設しました。（平成１９年９月２８日 実施済）
- ・緊急時対策室入口への入室が困難になった場合に備え，入口を開けるための道具を設置しました。（平成１９年１０月１２日 実施済）
- ・緊急時対策室の天井補強，照明器具等の落下防止対策ならびに扉の強化工事を実施しました。
（平成２１年１月１８日実施済）

（c）非管理区域での漏えいに係る対応の改善 （平成１９年８月３１日より開始）

- ・非管理区域で漏えいを発見し，それらに放射性物質が含まれている可能性が認められた場合は，その時点で，「非管理区域での放射性物質の漏えいの可能性あり（現在調査中）」として通報連絡を行うよう関係者に徹底しました。
- ・建屋内の非管理区域（管理区域と隣り合わせ）から，直接一般排水溝または海に放出される排水経路を調査したところ，２箇所が該当していることを確認し，この２箇所について一般排水溝へ流入しないよう改善を図りました。

c. その他実施項目

(a) 新潟県中越沖地震に関連した仮置き機材の恒久対策の実施

1～6号機各建屋および放射性廃棄物処理建屋等において、地震により倒れたり移動したりして、安全上重要な機器に損傷を与える可能性のある未固定の仮置き機材等を調査し、必要に応じ固定及び固縛等を実施しました。

(平成19年11月～平成20年3月にかけて実施済)

(b) ドラム缶の転倒防止対策

固体廃棄物貯蔵庫内に3段積みで保管廃棄されているドラム缶の転倒を防止するため、最上部(3段目の通路側)のドラム缶をベルトにて固縛すると共にドラム缶を搭載するパレットも同様に3段目を連結しました。

(平成20年2月29日 実施済)

(c) 燃料プール内のワーキングテーブルの移動

柏崎刈羽原子力発電所4号機における燃料プール内のワーキングテーブル落下事象に鑑み、燃料プール内にワーキングテーブルがある1～5号機では、ワーキングテーブルを燃料プールから取り出し、オペフロ上に仮置きしました。

(平成19年7月31日～8月27日にかけて実施済)

(d) 地震観測装置の改良

- ・地震計の内蔵メモリを増強し、信頼性を向上しました。
- ・地震観測ネットワークについて、電力保安網(光回線)を利用し、より災害に強い通報支援システムを構築しました。

(平成20年3月26日 実施済)

(e) 原子炉建屋オペフロにおける貫通部からの漏えい水拡大防止対策

1～6号機原子炉建屋オペフロの貫通部について、漏えい水拡大防止の為、貫通部のシール処理を実施しました。

(平成19年12月～平成21年4月にかけて実施済)

(f) 原子炉建屋オペフロにおける溢水対策

1～6号機原子炉建屋オペフロの使用済燃料プール・原子炉ウェル・DSピット廻りの外側に、溢水の拡大防止を考慮した異物混入防止用エリアフェンスを設置しています。(平成20年11月より開始)

なお、1号機は平成21年5月11日、2号機は平成21年10月26日、3号機は平成21年1月22日に設置済みです。

(g) 相非分離母線 / 相分離母線の沈下対策及び遮水シートの敷設

柏崎刈羽原子力発電所3号機における所内変圧器の火災ならびに変圧器絶縁油の外部流出事象に鑑み、1～6号機の相非分離母線 / 相分離母線の基礎の沈下対策及び漏油対策として防油堤内側への遮水シートの敷設を5号機より開始しました。後続号機においても順次実施していきます。

(平成21年7月より開始)

d. 新潟県中越沖地震の発生を踏まえた福島第一、第二原子力発電所における地質・地盤調査と安全上重要な設備への影響の概略検討について

今回の地震発生を踏まえ、これまでの地質調査をさらに補完し知見を拡充するため、発電所周辺の陸域、海域及び敷地内における地質・地盤調査を実施することとしました。発電所の周辺陸域では地下探査、周辺海域では海上音波探査、敷地内ではボーリング調査等を実施しました。

(平成19年11月～平成20年5月にかけて実施済)

また、柏崎刈羽原子力発電所で観測された地震記録データと、福島第一及び福島第二原子力発電所の設計に用いている地震動のデータを比較し、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」ための安全上重要な設備への影響について概略検討を行っており、この結果からは、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」ための安全上重要な設備において安全機能は維持されるものと考えております。

(平成19年9月20日 公表済)

e. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う福島第一原子力発電所の耐震安全性評価結果中間報告書(改訂版)等の経済産業省原子力安全・保安院への提出について

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂(以下「新耐震指針」)に伴う耐震安全性評価を実施しており、福島第一原子力発電所5号機および福島第二原子力発電所4号機を代表プラントとし、原子炉建屋および安全上重要な機能を有する耐震Sクラスの主要な設備についての耐震安全性評価結果中間報告書を原子力安全・保安院に提出しました。(平成20年3月31日 公表済)

その後も耐震安全性評価を継続して進めてきましたが、原子力安全・保安院から平成20年9月4日に示された「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」に適切に対応するため、当初予定していた時期の最終報告を延期し、福島第一原子力発電所1～4号機、6号機の原子炉建屋および安全上重要な機能を有する耐震Sクラスの主要な設備等についての耐震安全性評価をとりまとめ、同発電所耐震安全性評価結果中間報告書(改訂版)として、

原子力安全・保安院に提出しました。

このたびの耐震安全性評価結果中間報告書（改訂版）は、当社が策定した基準地震動 S_s に基づき、福島第一原子力発電所全号機の原子炉建屋や安全上重要な機能を有する耐震 S クラスの主要な設備等の耐震解析を実施し、耐震安全性が確保されていることを確認しました。

なお、当社が昨年3月に提出した中間報告書において策定した基準地震動 S_s （最大加速度 600 ガル）については、これまでの国の審議会等での議論を踏まえても、変更ありません。

また、平成21年2月20日に同院から示された、「耐震設計審査指針の改訂に伴う既設原子力発電施設の耐震安全性評価における弾性設計用地震動 S_d による確認等について」に基づき、福島第一原子力発電所1～4号機、6号機の原子炉建屋について、弾性設計用地震動 S_d による地震力に対して、弾性範囲に留まることを確認しましたので、その結果についても併せて同院に提出しました。

今回の報告の内容については、今後、原子力安全・保安院によりご確認いただくこととなっております。

今後、福島第一、第二原子力発電所における耐震安全性評価の最終報告について、可能な限り速やかにとりまとめ、原子力安全・保安院へ提出します。

（平成21年6月19日 公表済）

f. 「防災安全部」の設置について

原子力発電所ではこれまで、台風などの自然災害や火災への対応、また万一の放射性物質の外部放出に対する原子力防災など、それぞれの事象について担当する部門が中心となり対応してきましたが、危機管理体制のより一層の強化を目的に、これらの防災安全機能を集約し、一元的に推進・計画・管理する組織として「防災安全部」を設置しました。

（平成20年7月1日設置済）

以上